

四、フリート

一、本大会は日本工業クラブ並びに全国産業團體聯合會對する反對闘争の決議を行ひ、これを全労働者大衆にアチプロすること
特に今度の失業労働者共済組合制定に對する奴等の態度に對しては本大会に於て決議文を複製し、新役員をして兩團體に抗議せしめること

二、その他あらゆるストライキ、其の他の日常闘争を通じて其の本質を暴露し、排撃打倒の闘争を遂行すること
三、兩機關の幹部を全労働者大衆の當面の敵としてブラックリストたらしめ、日本労働組合會議をはじめ全國の労働團體と提携協力の下に徹底的の抗争を開始すること

丙、其の他新中央委員會に一任
フアツシヨ粉碎闘争に關する件

東京聯合會提出

主 文

我等は無産階級運動の擴大強化を阻害し、労働者階級を資本家階級の支配下に隷屬せしめて、没落の危機に瀕せる資本主義體制の延命を行はんとするフアツシヨに對し徹底的に闘争しそれを粉碎せんことを期す。

實 行 方 法

- 一、あらゆる日常闘争に結合して其の本質を暴露し、徹底を図ること
- 二、社大黨及び其の無産團體と提携協力して凡ゆる機會に反フアツシヨカンパを捲き起すこと
- 三、其の他新中央委員會一任

健康保險法中改正に關する件

主 文

我等は現行健康保險法を労働者本位に改正することを要求する。

理 由

現行保險法は同法が元來社會法であるに拘らず其立法の趣旨に添はざる點が多い特に左の條項は至急改正すべきものである

- 一、任意保險の制あるを撤廢し凡てを強制保險とすること（現行法第十三、十四條の修正）
 - イ、労働者災害扶助法の適用を受くる労働者
 - ロ、家内工業に従事する労働者
 - ハ、一定數以上の商業使用人
 - ニ、其他一般被傭者
 - 二、解雇せられたる者と雖、解雇の翌日より一定期間は被保險者たる資格を有すること（第十八條の修正）
 - 三、解雇せられたる者に就き其解雇當日より一年内百八十日以上被保險者たりし者又は解雇の際六十日以上被保險者たりし者に非ざれば、引續き被保險者たるを得ざる規定の削除（第二十條の全文削除）
 - 四、健康保險組合設立認可の申請ありたる時は主務大臣は遲滞なく是れを認可するの一條を挿入すること
- 註、從來豫算の關係上感々にして不許可或は遅延したる例あり